

令和7・8年度千早赤阪村入札参加資格審査申請書提出要領（物品・役務提供）

千早赤阪村の物品の製造販売・役務の提供等の競争入札に参加を希望される方は下記により申請書類を提出してください。

1. 資格要件（次の(1)～(5)の条件をすべて満たす者）

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し2年間を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 営業について免許、許可又は登録を要するものにあつては、当該免許、許可、登録を受けていること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 千早赤阪村暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

2. 登録有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 申請方法

【村内業者（千早赤阪村内に本店・支店、営業所等のある者）】

電子申請（システム利用料：0円）により受付しますので、紙ファイルの郵送又は持参は不可です。

【村外業者（千早赤阪村内に本店・支店、営業所等がない者）】

電子申請（システム利用料：1申請につき1,540円（税込））で受付しますので、紙ファイルの郵送又は持参は不可です。

(1) 電子申請

ア 利用方法

- (ア) インターネットを利用して、千早赤阪村ホームページに掲載する「電子申請サイト」(<https://bid-entry.com/>) にアクセスし、一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書【物品製造・役務の提供】（エクセル形式）及び添付書類（PDF形式）を申請期間中に登録してください。
- (イ) 申請手順等については、「操作マニュアル」(<https://bid-entry.com/manual.pdf>) をご参照ください。

イ システム利用料

- (ア) 「お支払い方法について」(<https://bid-entry.com/info2.html>) をご参照のうえ、お支払いをしてください。
- (イ) システム利用料の返金はできません。また、審査の結果、認定されなかった場合であっても返金はできません。
- (ウ) 必ず申請期間内にお支払いしてください。申請期間外でのお支払いは、申請が無効になる

ことがあり、返金もできませんのでご注意ください。

ウ 申請期間

令和7年1月15日（水）から令和7年2月15日（土）まで

※申請期間後は、一切受け付けません。

※電子申請サイトは、期間中24時間利用できます（ただし、メンテナンス等により、一時的に利用できないことがあります。）。

提出部数 1部

エ 提出書類

「7. 提出書類一覧」参照の上、システムに登録すること。

(2) 記載基準日 令和7年1月1日

4. 申請審査後の登録内容の変更

(1) 令和7年2月16日(日)から令和7年3月31日(月)までの間に、申請登録した提出書類の差し替えがある場合は、下記の宛先にメール（PDF形式）にて行ってください。メールにて差し替え申請を行う場合は、メール送信後、千早赤阪村総務部総務課までご連絡ください。

千早赤阪村総務部総務課(契約担当)

TEL:0721-72-0081

メールアドレス:soumu@vill.chihayaakasaka.lg.jp

(2) 令和7年2月16日(日)から令和7年3月31日(月)までの間に、申請登録した一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書【物品の製造・役務の提供】（エクセル形式）の内容に変更がある場合は、令和7年4月1日以降に電子申請サイトにて変更手続きを行ってください。

※変更届の書式及び手順等については、後日、ホームページにて公表します。

5. 注意事項

(1) 申請において虚偽の記載、記入上の不備等があった場合は、この資格を承認しないこと、又は取り消すことがあります。

(2) 入札参加資格の審査結果は、令和7・8年度の競争入札参加者名簿に登載し、令和7年4月1日以降、本村のホームページで公開します。なお、登録有効期間内に必ず入札の参加を約束するものではありませんので、ご了承ください。

(3) 年度途中での追加受付及び審査終了後の希望営業品目の変更はできません。

(4) 受付後であっても必要に応じて問い合わせや資料等の提出をしていただく場合があります。

(5) 電子申請の場合、申請書類に不備があり、「差し戻し（補正要求）」のメールを受信した場合は、速やかに再申請を行ってください。

(6) 証明書類は、申請書提出の直前3ヶ月以内に各証明権者が発行したものを提出してください。

(7) 申請に必要な書類は、すべてA4サイズで統一してください。また、証明書類等はA4用紙に原寸コピーし電子申請してください。

(8) 営業経歴書については、直近2年間に官公庁と契約した内容を主に記載し、次に民間実績を記

載してください。

6. 問い合わせ先

【申請書や提出書類など申請に関する問い合わせ】

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

千早赤阪村総務部総務課

TEL：0721-72-0081

※問い合わせは、土、日曜日及び祝日を除く平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除く）の時間帯となります。

【システム操作、トラブル、システム利用料のお支払い方法に関する問い合わせ】

受託業者

ミラ株式会社

徳島県徳島市川内町平石住吉 209-5

TEL：088-678-3450

※問い合わせは土、日曜日及び祝日を除く平日午前9時30分から午後4時30分まで（正午から午後1時までは除く）の時間帯となります。

※パソコンや機器の基本操作や環境外でのご利用についてのサポートは行っていません。

7. 提出書類一覧

順序	提出書類	部数
①	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書【物品製造・役務の提供】	1
②	営業所一覧表【様式1】	1
③	営業経歴書（直近2年間分）【様式2】	1
④	委任状（支店、支社等が契約を希望する場合のみ）【村指定共通様式1】	1
⑤	使用印鑑届【村指定共通様式2】 ※入札等において、印鑑照合をする際に使用する書類となります。濃く鮮明に押印いただきますようお願いいたします。	1
⑥	印鑑証明書	1
⑦	登記簿謄本（法人の場合） 代表者の身分証明書及び代表者の登記されていないことの証明書（個人の場合）	1
⑧	財務諸表類 〔直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（又は株主資本等変動計算書）〕	1
⑨	納税証明書 ※直近1年間分 ※未納が無いことを確認でき 国税 イ. 法人の場合 法人税、消費税（「納税証明書(その3の3)」も可） ロ. 個人の場合 所得税、消費税（「納税証明書(その3の2)」も可）	1

	る証明可	都道府県税（契約を希望する営業所分） イ. 法人の場合 法人事業税 ロ. 個人の場合 個人事業税	1
		千早赤阪村に納税義務のある法人又は個人は、上記の他に村民税、固定資産税の納税証明も添付すること。	1
⑩	千早赤阪村暴力団排除条例に基づく誓約書	【村指定共通様式3】	1

- (7) 上記④、⑤、⑩は本村指定の用紙を使用すること。
- (イ) 上記②～⑩はPDF形式で保存し、登録すること（押印しているものについては、カラーで行うこと。）。
- (ウ) 証明書類は、申請書提出の直前3ヶ月以内に各証明権者が発行したものを提出すること。
- (エ) 申請書類の記載事項の基準日は、令和7年1月1日（ただし、決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定をした日）とする。